

公益財団法人 日本サッカー協会
2023 年度 第 9 回理事会

2023 年 9 月 21 日

決議事項

1. JFA フットボールエージェント規則 制定の件

(決議) 資料 1

「JFA フットボールエージェント規則」を制定したい。また、関連規則として「フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則」を新設し（2023 年 10 月 1 日付施行）、現行の「仲介人に関する規則」を 2023 年 9 月 30 日付で廃止したい。これに伴い、既存規則の一部を改正する。

(1) 新設

■ JFA フットボールエージェント規則

■ フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則

施行日：2023 年 10 月 1 日

(2) 廃止

■ 仲介人に関する規則

廃止日：2023 年 9 月 30 日

(3) 改正

主に新制度導入および仲介人制度の廃止に伴う文言修正

■ 基本規則

■ 司法機関組織運営規則

■ 懲罰規程

■ サッカー選手の登録と移籍等に関する規則

■ フットサル選手の登録と移籍等に関する規則

改正日：2023 年 10 月 1 日

【制定の経緯】

本年 2 月理事会で報告した通り、2022 年 12 月 16 日付の FIFA カウンシルにおける「FIFA フットボールエージェント規則」（以下、FIFA 規則）の承認を受け、本年 10 月 1 日以降に新たなフットボールエージェント制度が世界的に導入される。これにより、選手等の契約や移籍等の取引に関与する活動（エージェント活動）を行う者には FIFA が発行するライセンス（原則として、FIFA が主催する試験に合格した者に付与される）の取得が義務付けられる。同時に、現行の仲介人制度は 2023 年 9 月 30 日付で廃止される。

FIFA 規則に基づき、各国協会は国内取引に適用される「国内規則」を制定する義務を負うため、これに対応し、国内規則として JFA フットボールエージェント規則を制定するもの。

【国内規則の概要】

FIFA 規則に基づき、JFA を含む各国協会は、国際ルール（FIFA フットボールエージェント規則）と同内容の国内規則を制定する義務を負う（FIFA 規則より厳しくすることは可能）。新たに制定する

JFA フットボールエージェント規則の主なポイントは以下の通り。

(1) FIFA によるライセンス制度

日本国内においても、FIFA のライセンスを有する者のみがエージェント活動を行うことができる（ライセンスは FIFA が実施する試験に合格した者に付与される）。

(2) 複数代理の禁止

フットボールエージェントは 1 つの取引において、一方の当事者のためのみに活動できる。ただし、当事者間の事前の合意があれば、選手またはコーチ（監督等）（以下、併せて選手等）および獲得クラブの双方のために活動することが許容される。

(3) 支払いの透明化

選手等やクラブからエージェントに支払われる手数料の支払いを透明化するための手続きを定める。将来的には、フットボールエージェントへの支払いは FIFA が設定するシステム（クリアリングハウス）を通じて行われることになる。

(4) 手数料の上限の設定

エージェント手数料の上限を設定する（選手等の報酬額に応じて、手数料は選手等報酬額の 3 ～5% を上限とする等）。

(5) 紛争解決機関の設定

エージェントが関係する国内的紛争の解決機関を裁定委員会と定める。これに伴い、新たに裁定委員会での紛争解決に関する手続規則として、「フットボールエージェントの国内的紛争事案の解決に関する規則」を制定する。

(6) 懲罰機関の設定

国内的懲罰事案にかかる懲罰の決定機関は規律委員会とする。

(7) 規則の対象範囲の拡大

これまで規則の対象外であった、コーチ（監督等）のためのエージェント活動も規則の対象とする。

(8) 未成年選手の保護

未成年選手への接触や未成年選手に係る手数料について、未成年選手を保護するためのルールを設定する。

(9) 手数料支払い方法の厳格化

手数料の支払いは選手等による報酬の受取後とするなど、支払い方法を厳格化する。

(10) クライアントによる支払の原則

手数料は依頼主のみが支払うこととし、クラブが選手の代わりに手数料を支払うことを禁止する。

2. リスペクト・フェアプレー委員会 委員交代の件

以下の通り、リスペクト・フェアプレー委員を交代したい。

【変更前】 浅井慎也 （公財）日本スポーツ協会 ブランド戦略部長兼マーケティング戦略課課長

【変更後】 加藤弘和 （公財）日本スポーツ協会 インテグリティ推進部部长

交代理由：日本スポーツ協会の組織改変に伴う担当者変更のため

3. 特別表彰の件

FIFA ワールドカップカタール 2022 に出場した SAMURAI BLUE（日本代表）に選出された 4 選手が所属していたさぎぬまサッカークラブ（神奈川県川崎市）を特別表彰したい。

※本件は、表彰委員会での審議を経て推薦するもの。

【表彰対象】

クラブ名：さぎぬまサッカークラブ（代表者：澤田秀治）

【表彰理由】

さぎぬまサッカークラブは、FIFA ワールドカップカタール 2022 に日本代表として出場し活躍した権田修一（清水エスパルス）、板倉滉（ボルシア MG／ドイツ）、三笥薫（ブライトン・アンド・ホーヴ・アルビオン FC／イングランド）、田中碧（フォルトゥナ・デュッセルドルフ／ドイツ）の 4 選手が小学生時代に在籍していたクラブである。権田選手を除く 3 選手は小学校卒業までに他クラブへ移籍し、その後、4 選手とも国内外の有力クラブで活躍している。

同クラブは、JFA が推奨する、移籍の自由をはじめとする「プレーヤーズファースト」の方針を掲げ、長年にわたってそれを実践している。そのような方針の下で選手を育成し、上記 4 選手の日本代表として成長する道筋をつけた。また、同ワールドカップにおける 4 選手の活躍が地域の活性化にもつながった。これは、JFA が推し進める、タウンクラブの姿が体现された顕著な例として大いに評価でき、特別表彰に値する。

【関連規則】

■表彰規則

第 3 条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

（4）加盟チーム及びその役員

第 4 条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

（2）選手の指導、育成に顕著な貢献したとき

（4）その他前各号に準ずる行為があったとき

第 6 条 表彰者の決定は、理事会において行う。